

## 第4章 検討単位区域の設定

### 4-1. 検討単位区域の設定方法

\*\*\*\*\*

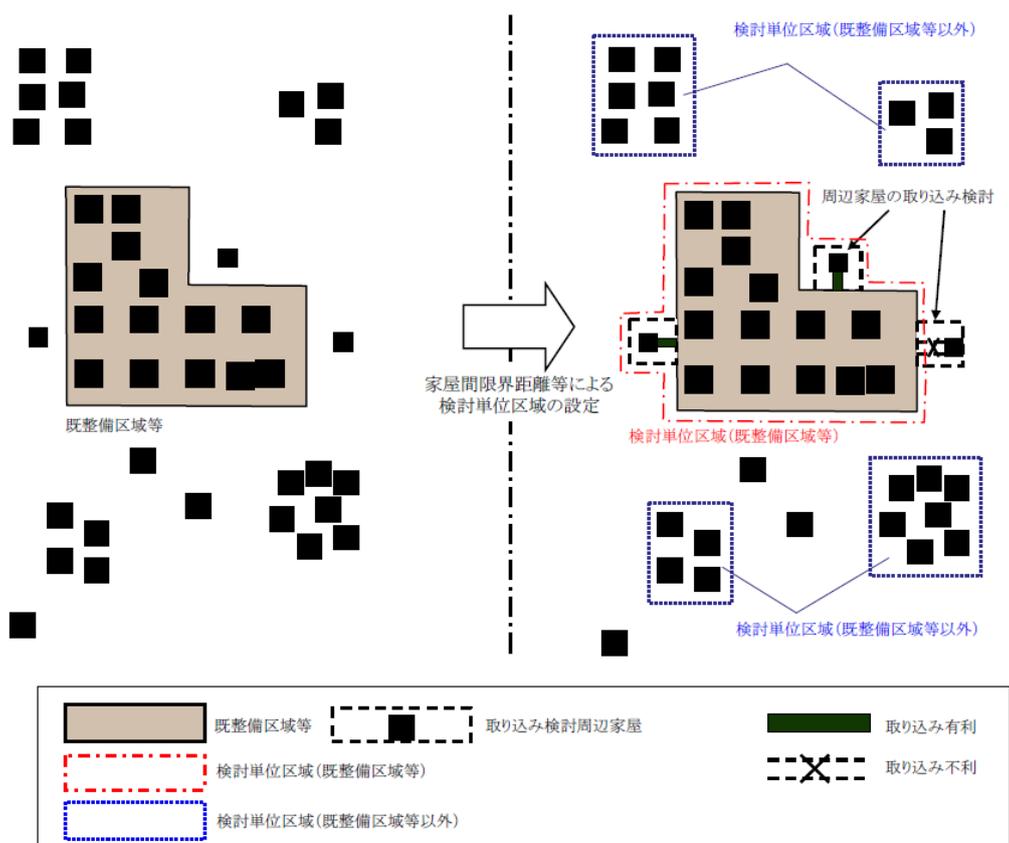
検討単位区域とは、集合処理か個別処理かを検討する上での、一定の家屋集合体である。

「既整備区域」とは、既に下水道、集落排水、浄化槽等により整備が完了している区域であり、「既整備区域に連担する未整備区域」とは、既整備区域と明らかに一体的な集合体として判断可能な未整備区域である。

集合処理と個別処理の比較を行うための検討単位区域の設定作業は、「既整備区域等」と「既整備区域等以外の検討単位区域」に分けて行う。（図4-1-1参照）

「既整備区域等」は、既整備区域、未整備区域、DID地区、将来の土地利用計画等、集合処理区域として妥当と考えられる区域を把握した上で、家屋間限界距離等を活用して、それらの区域に取り込む連担する未整備の家屋を含めて設定する。

「既整備区域等以外の検討単位区域」は、家屋間限界距離等を活用して、現況の家屋分布を基に設定する。



「持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」

H26.1 国土交通省、農林水産省、環境省

図4-1-1 検討単位区域設定のイメージ

## 4-2. 既整備区域等の把握・設定

\*\*\*\*\*

### 4-2-1. 既整備区域等の把握

各種汚水処理施設の既整備区域、事業計画区域、DID 地区等の地域特性を基に、人口動向、都市計画等を勘案し、既整備区域等を把握する。

本計画では、「第2章 基礎調査」において、事業計画区域内の未整備地区（宝積寺駅西側の地区）の今後の整備方針について確認した。当該地区は、令和7年度までに整備する方針で実施設計等を発注していく予定であり、都市計画においても整備を推進している。

また、その他の処理区等については、既に整備が完了している。

### 4-2-2. 周辺家屋の取り込み等による既整備区域等の設定

宝積寺処理区の既整備区域は、上記までの既整備区域等の把握より、事業計画区域を対象とする。また、その他の汚水処理区域は、すべて整備完了しているため、計画区域を既整備区域として設定する。区域内の人口は、ポイントデータ（株式会社ゼンリン）を基に GIS 上で集計し、現況人口、世帯数及び将来人口・世帯数等から補正した。集計方法については参考資料に示す。

表 4-2-1 に各既整備区域における令和3年度、令和8年度、令和32年度の現況及び将来人口を示す。また、既整備区域を図示したものを図 4-2-1 に示す。

なお、既整備区域の周辺家屋の取り込みについては、町の方針により行わないこととする。

表 4-2-1 既整備区域等の設定

既整備区域内人口	令和3年度		令和8年度		令和32年度	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
宝積寺処理区	17,859 人	8,257 世帯	18,071 人	8,052 世帯	17,074 人	8,546 世帯
仁井田処理区	1,983 人	819 世帯	1,872 人	745 世帯	1,125 人	500 世帯
東部地区	1,154 人	463 世帯	1,070 人	413 世帯	607 人	262 世帯
大用地地区	35 人	13 世帯	32 人	12 世帯	18 人	7 世帯
合計	21,031 人	9,552 世帯	21,045 人	9,222 世帯	18,824 人	9,315 世帯

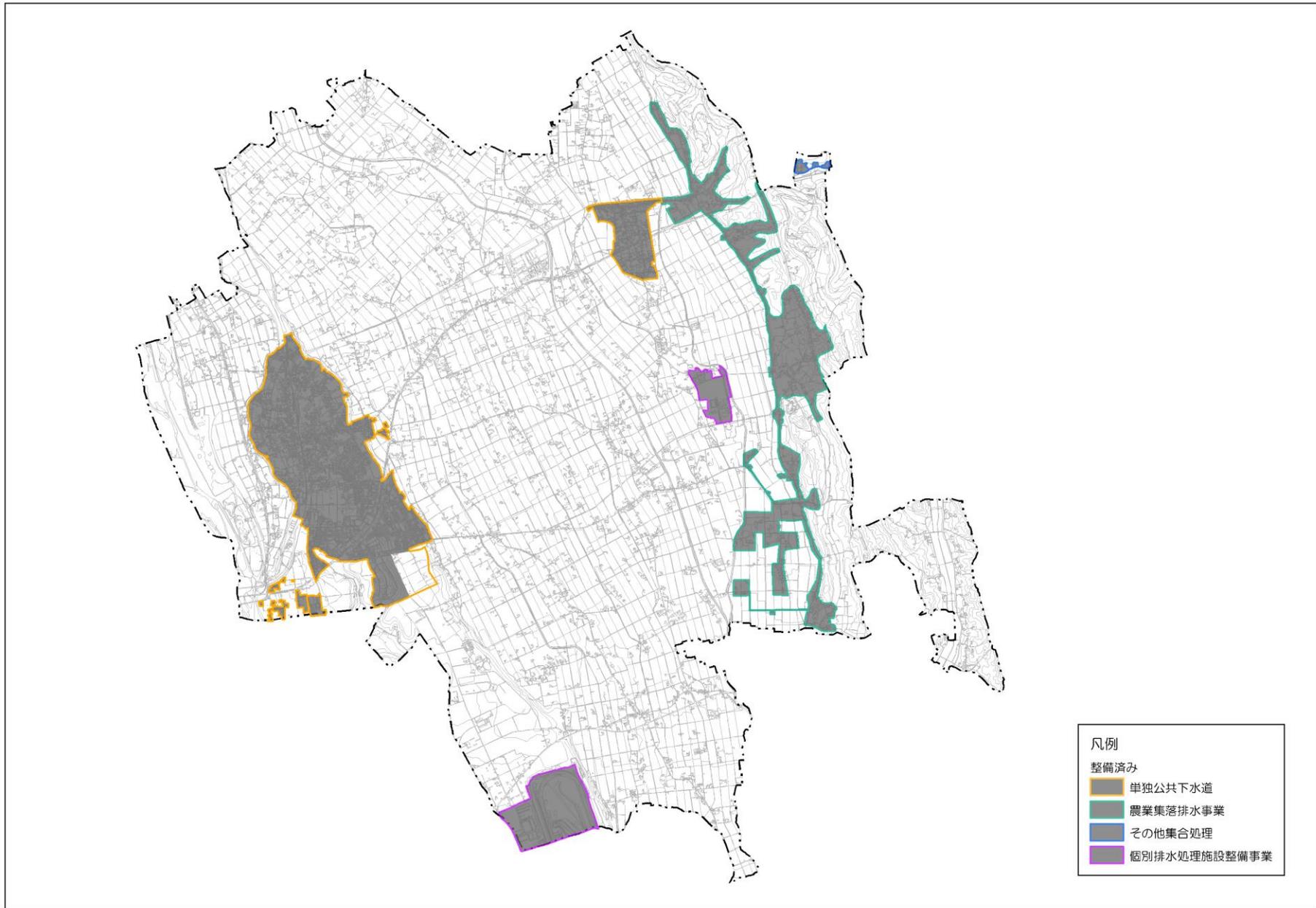


図 4-2-1 既整備区域等の設定

### 4-3. 既整備区域等以外の検討単位区域の設定

\*\*\*\*\*

既整備区域等以外の検討単位区域の設定は、栃木県の方針により全体計画区域内の既整備区域等以外の区域を対象に実施するものとしている。

本町においては、宝積寺処理区の「情報の森とちぎ」の東側の区域は、将来の市街化編入を想定している区域が検討対象となる。

現況家屋での囲い込みを実施したものを図 4-3-1 及び表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 検討単位区域における将来人口・世帯数

	令和3年度		令和8年度		令和32年度	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
検討単位区域	33人	13世帯	31人	11世帯	17人	7世帯

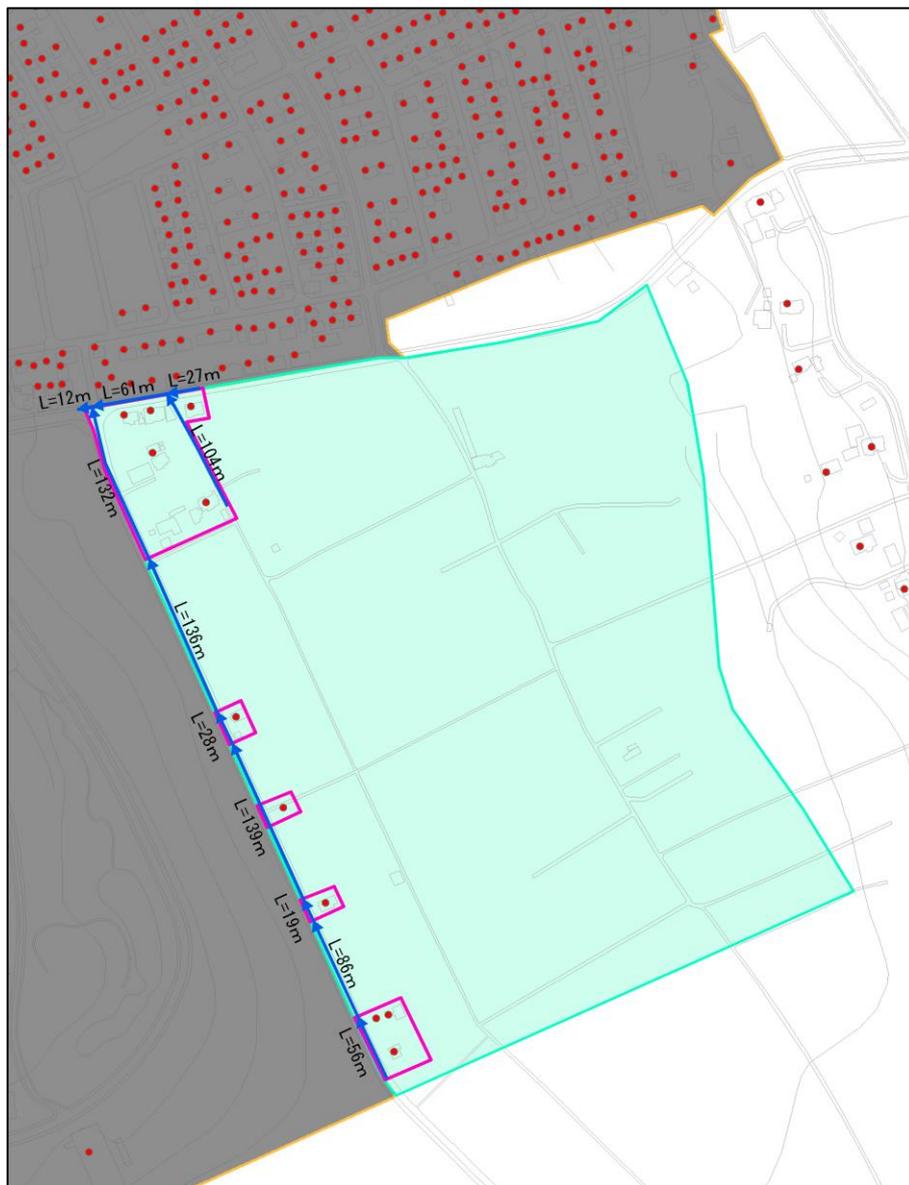


図 4-3-1 検討単位区域図